

佐倉市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第11条第1項に定める方針として、佐倉市（以下「市」という。）が行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、市における温室効果ガスの排出の削減を推進することを目的とする。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(適用範囲)

第3条 この方針は、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(入札参加資格の要件)

第5条 入札に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示を経済産業省「電力の小売り営業に関する指針」（令和3年4月1日改定）に示された電源構成の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 前条に定める環境評価項目について、別表「佐倉市環境に配慮した電力調達契約評価基準」（以下「評価基準」という。）に定める配点により算定した得点の合計が70点以上であること。

(評価報告書の提出)

第6条 市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第5条第1号に定める情報の開示方法及び同条第2号により算定した評価点を佐倉市環境に配

慮した電力調達契約環境評価項目報告書（様式第1号）に記載し、他の入札参加資格申請書類とともに市長へ提出するものとする。

（その他）

第7条 本方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年9月28日決裁28佐環第231号）
この方針は、平成28年9月28日から施行する。

附 則（平成29年10月20日決裁29佐環第189号）
この方針は、平成29年10月20日から施行する。

附 則（令和元年10月24日決裁佐環第429号）
この方針は、令和元年10月24日から施行する。

附 則（令和3年7月1日決裁佐生環第225号）
この方針は、決裁の日から施行する。

別表

佐倉市環境に配慮した電力調達契約評価基準

| 評価項目 | | 区分 | 得点 | |
|--------------------------|--|-----------------|-----|-----|
| 基本項目 | ①令和元年度の1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh) (注1) | 0.375未満 | 70 | |
| | | 0.375以上 0.400未満 | 65 | |
| | | 0.400以上 0.425未満 | 60 | |
| | | 0.425以上 0.450未満 | 55 | |
| | | 0.450以上 0.475未満 | 50 | |
| | | 0.475以上 0.500未満 | 45 | |
| | | 0.500以上 0.525未満 | 40 | |
| | | 0.525以上 0.550未満 | 35 | |
| | | 0.550以上 0.575未満 | 30 | |
| | | 0.575以上 0.600未満 | 25 | |
| | | 0.600以上 0.690未満 | 20 | |
| | 0.690以上 | 0 | | |
| | ②令和元年度の未利用エネルギー活用状況(注2) | 0.675%以上 | 10 | |
| | | 0%超 0.675%未満 | 5 | |
| 活用していない | | 0 | | |
| ③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況(注3) | 7.50%以上 | 20 | | |
| | 5.00%以上 7.50%未満 | 15 | | |
| | 2.50%以上 5.00%未満 | 10 | | |
| | 0%超 2.50%未満 | 5 | | |
| | 導入していない | 0 | | |
| 基本項目の合計(A) ((①+②+③)) | | - | 100 | |
| 加点項目 | ④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 | 取り組んでいる | 5 | |
| | | 取り組んでいない | 0 | |
| | 加点項目の合計(B) | | - | 5 |
| 合計 | 基本項目と加点項目の合計(A+B) | | - | 105 |

(注1)

令和元年度の1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により電気事業者ごとに個別に発表された令和元年度の調整後排出係数をいう。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、前述の排出係数が発表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数とする。

(注2)

令和元年度の未利用エネルギー活用状況とは、以下の算定方式により算出した数値をいう。

《算定方式》

令和元年度の未利用エネルギー活用状況 (%) = ① ÷ ② × 100

① 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)

② 令和元年度の供給電力量 (需要端) (kWh)

1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。) をいう。

(1) 工場等の廃熱又は排圧

(2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。) で定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)

(3) 高炉ガス又は副生ガス

3 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

4 令和元年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

(注3)

令和元年度の再生可能エネルギー導入状況とは、以下の算定方式により算出した数値をいう。

《算定方式》

令和元年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)

= (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥ × 100

- ①令和元年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）
（kWh）
- ②令和元年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）
（kWh）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は
除く。）
- ③グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由
来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当する
グリーンエネルギー の電力量（kWh）（ただし、令和元年度の小売電気事業者
の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- ④J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジット
の電力相当量（kWh）（ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出
係数の算定に用いたものに限る。）
- ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギ
ー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和元年度の小売電気事業者
の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- ⑥令和元年度の供給電力量（需要端）（kWh）

- 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定める再生可能エネル
ギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力
（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス
を用いて発電された電気とする。ただし、インバランス供給を受けた電力に含
まれる再生可能エネルギー電気については含まない。
- 2 令和元年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）に
は他電気事業者への販売分は含まない。
- 3 令和元年度の供給電力量（⑥）には他電気事業者への販売分は含まない。

様式第1号

佐倉市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書

(宛先) 佐倉市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

佐倉市が行う電力調達契約の入札に参加したいので、佐倉市電力の調達に係る環境配慮方針第6条に基づき、関係書類を添えて以下のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

| 開示方法 | 番号 |
|-----------------------------------|----|
| ① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 () | |

2 令和元年度の状況

| | 環境評価項目 | 数値 | 点数 |
|----------|---|-----|----|
| ① | 令和元年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh) | | |
| ② | 令和元年度の未利用エネルギー活用状況 (単位: %) | | |
| ③ | 令和元年度の再生可能エネルギー導入状況 (単位: %) | | |
| ④ | 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 | 有・無 | |
| ①～④の合計点数 | | | |

- 注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(令和3年4月1日改定)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて作成していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る。)を「番号」欄に記載すること。
- 注2) 「数値」及び「点数」には、佐倉市電力の調達に係る環境配慮方針別表「佐倉市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算出した値を記載すること。
- 注3) 1の開示方法を示す書類及び2の①②③④の数値等の根拠となる書類を添付すること。
- 注4) 電気事業者は、本市と電力調達契約を締結した場合には、契約期間中の各年度において、2による得点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。